

## 関市流域治水協議会 規約

### (名称)

第1条 本協議会は「関市流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、平成30年7月の津保川沿川における豪雨災害、平成26年豪雨での内水を伴う西本郷通周辺での浸水被害をはじめとした近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、関市の関係者が協働して市内の水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うとともに、国が設置する木曾川水系流域治水協議会での協議内容を踏まえ、関市での個別具体的な流域治水の施策を検討することを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。
- 4 事務局は、協議会の円滑な運営を行うため、必要があると認めるときは、関市関係各課の職員をもって構成する作業部会を設置することができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 木曾川水系流域治水協議会での協議内容の共有
- 2 長良川流域治水プロジェクトを踏まえた具体的対策手法の立案、ロードマップの作成
- 3 進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ
- 4 木曾川水系流域治水協議会への報告・アップデート
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (事務局)

第5条 事務局は関市基盤整備部土木課に置く。

### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

第7条 本規約は、令和6年7月30日から施行する。

本規約は、令和7年1月27日から施行する。（一部改定）

別表－1 関市流域治水協議会 委員

<委員>

関市	市長公室長
	産業経済部長
	基盤整備部長
	教育委員会事務局長
	基盤整備部参事
	危機管理課長
	農林課長
	都市計画課長
	土木課長
	下水道課長
	学校教育課長

<オブザーバー>

国土交通省	木曾川上流河川事務所 流域治水課長
岐阜県	美濃土木事務所 河川砂防課長
	中濃農林事務所 農業振興課長
	中濃農林事務所 林業課長